

消防計画作成上の注意事項

- 1 この消防計画の作成例はあくまでも例となりますので、そのまま所轄消防署へは提出できません。

下線部、**朱書き**の箇所のほか、本文中も確認し、各事業所の営業形態、組織、建物構造、消防用設備等の設置状況等、必ず個々の実態に合うように記入してください。

- 2 消防計画は、防火対象物又は事業所の規模等により「小規模用」、「中規模用」、「大規模用」、「共同住宅用」に分類されますので、次の例を参考にして規模別の消防計画作成例を使用してください。

【単一管理権原の場合】

- (1) 1,000 m²未満の防火対象物…………… 「小規模用」
- (2) 1,000 m²以上 3,000 m²未満の防火対象物…………… 「中規模用」
- (3) 3,000 m²以上の防火対象物…………… 「大規模用」

【複数管理権原の場合】

- (1) 延べ面積 3,000 m²未満
 - ア 1事業所の床面積の合計 1,000 m²未満の事業所…………… 「小規模用」
 - イ 1事業所の床面積の合計 1,000 m²以上の事業所…………… 「中規模用」
 - ウ 建物所有者…………… 「中規模用」
- (2) 延べ面積 3,000 m²以上
 - ア 1事業所の床面積の合計 1,000 m²未満の事業所…………… 「小規模用」
 - イ 1事業所の床面積の合計 1,000 m²以上 3,000 m²未満の事業所…………… 「中規模用」
 - ウ 1事業所の床面積の合計 3,000 m²以上の事業所…………… 「大規模用」
 - エ 建物所有者…………… 「大規模用」

【用途が共同住宅である防火対象物又はその部分】…………… 「共同住宅用」

※以下に該当するものは、防火対象物の実態が一般的な共同住宅と異なるため、共同住宅用消防計画作成例は使用できません。

- (1) 高齢者が入居するシルバーマンション等の施設
- (2) 住戸を週単位等極めて短期間の賃貸に供する、ウィークリーマンション等の施設
- (3) 消防法施行規則第3条第10項に該当する防災センター等を設置する施設

3 消防計画中（別表集 別表○）と記載がある別表は、別添別表集に取りまとめてありますので、必要な様式を取得し使用してください。その際、整合性が取れるよう内容を精査するほか、様式番号も変更してください。

4 消防法施行規則第3条第6項の規定により、県知事が設定する津波浸水想定において水深30cm以上の浸水が想定される区域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定にて南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されており、当該防火対象物の消防計画に次に掲げる事項を定めなければなりません。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
- (2) 南海トラフ地震に係る防災訓練の実施に関すること。
- (3) 南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

○南海トラフ地震防災対策推進地域（抜粋）

相生市	大島町、那波東本町、那波大浜町、那波本町、那波西本町、那波南本町、旭1丁目、旭2丁目、旭3丁目、相生1丁目、相生2丁目、相生3丁目、相生4丁目、相生6丁目、桜ヶ丘町、千尋町、佐方1丁目、佐方2丁目、野瀬、相生
たつの市	御津町苅屋、御津町黒崎、御津町釜屋、御津町朝臣、御津町岩見、御津町室津

※詳しい地域は兵庫県ハザードマップをご確認ください。

○南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある事業所

(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 等
	ロ	公会堂又は集会場 等
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ 等
	ロ	遊戯場又はダンスホール 等
	ハ	性風俗関連特殊営業 等
	ニ	カラオケボックス類 等
(3) 項	イ	待合、料理店 等
	ロ	飲食店 等
(4) 項		百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場 等

(5) 項	イ	旅館、ホテル又は宿泊所 等
(6) 項	イ	病院、診療所又は助産所 等
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム 等
	ハ	老人デイサービスセンター、児童養護施設 等
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(7) 項		小、中、高校、高専、大学 等
(8) 項		図書館、博物館、美術館 等
(9) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等
	ロ	イ以外の公衆浴場 等
(10) 項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 等
(11) 項		神社、寺院、教会 等
(13) 項	イ	自動車車庫又は駐車場 等
(15) 項		前各号に該当しない事業所 等
(16) 項		上に掲げる用途が2以上入っている建物
(16の2) 項		地下街
(17) 項		文化財建築物 等

※ (12) 項イ（工場または作業場）にあつては、従業員が1,000人以上のもの。